



2016. 3. 24
No.815
日本共産党高石市議団
Tel 267-7422

市政・市議会に関する意見書等の掲載は
日本共産党高石市議会議員団まで
TEL 267-1001 連絡先 3308 電話 267-7402
議員団ブログのアドレス
<http://jcp-takashi.seesaa.net>

市会議員
出川 三郎
明石ひろたか

市議会公報出口①

「コナミスポーツ」に関する住民監査結果

「請求人の主張にはいずれも理由がなく、措置の必要を認めない。」

私たちは大阪地裁に訴訟を提起しました！

昨年（平成27年）10月30日に、党市議団と市民13人が共同で、「市立ふれあいゾーン複合センター」の指定管理者コナミスポーツ&ライフ・近鉄ビルサービスグループの管理と運営・経理等に関して、市監査委員に住民監査請求を提出しました。本年（平成28年）2月8日、監査委員から監査結果が通知されてきました。が、残念ながら私たちの主張は認められませんでした。従いまして、次の段階である、大阪地裁へ訴訟を提起しました。

私たちの主張と監査

委員の意見の概要

【私たちの主張①】

指定管理者が実施している「自主事業」は、施設利用の5割以上を占めているのに、市条例で定める利用料を納めず、タダで利用しているため、市への還元金がゼロである。払わせるべきである。

【監査委員の意見】

市と指定管理者との間で、「自主事業の参加費は、施設の利用料金に含まれない」と合意されているので、納付しなければならない理由はない。

【私たちの主張②】

毎年約9000万円もの高額の指定管理料を支払い、指定管理者が多額の利益を計上しても、高石市は引き下げることをせず、市に多大な損害を与えた。

【監査委員の意見】

利益は原則として吸い上げないことが、指定管理者の経営努力へのインセンティブとなり、制度の趣旨に合致する。

【私たちの主張③】

指定管理者コナミスポーツは、その他経費と称して、年間約1300万円を本社経費として本社

に上納してきた。が、これは、高石市に隠してきたものであり、利益の隠蔽で返還を求める。市担当の議会答弁でも、本社経費に関して、「協議したものはなし」と明言しており、市はその存在自体を知らなかった。

【監査委員の意見】

指定管理者から事情聴取したが、算定等は適正であった。市には事業報告時に説明しており、問題はなし。（市の担当は党市議団が指摘するまで知らなかったのが事実です。）

【私たちの主張④】

施設の光熱水費（年約3600万円）を全額市が負担しているが、施設利用の5割以上が自主事業に利用されており、施設利用の割合で、負担をすべきである。

【監査委員の意見】

指定管理者が光熱水費を負担していないことが、市に損害を与えてはいない。指定管理料の予算は、市議会の審議を経て決定されているから、裁量権を著しく逸脱はしていない。

監査委員の結論は？

表題に記したように、

「請求人の主張にはいずれも理由がなく、措置の必要性を認めない。」という冷たい判断が示されました。

しかし、監査委員も私たちの指摘を全く無視できなかったのか、別掲のような「要望」意見を書かなくてはなりません。

指定管理者と市担当

者は真実を語れ！

しかし、市民からみれば監査委員の言っていることは、指定管理者コナミスポーツと市当局の言いつを全部認めて書いたもので、私たちの主張には耳を傾けていません。

一番指摘したいのは、本社経費に関する点です。

監査委員は、指定管理者と市当局から事情聴取をしていますが、その他経費に本社経費が入っていることは、指定管理者から市の担当者に説明し、市の担当者も知っていたとしていますが、それは真実と違います。

党市議団が、「その他経費は一体何ですか」と市の担当者に尋ねたら、「指定管理者に聞いてみます」と言って、後日に

「本社経費と言っていました」との回答があったもので、市の担当者は、それまで全然知らなかったのです。

従って、監査委員の意見は、指定管理者と市の担当者の両方から真実を聞いていない、と考えます。私たちに聞かなかったのでしょうか、大変残念です。

市民に還元金を！

大阪地裁に提訴！

この5年間で高石市は、指定管理料を合計4億1400万円支払って、コナミスポーツは、利益と本社経費を合わせて、1億4200万円を懐に入れたのに、所有者である高石市民には一円足りとも還元されていません。

こんな馬鹿げたことは誰が考えてもおかしいのではないのでしょうか。

しかも、施設の修繕費用（約1億円）も自動車駐車場（年約500万円）の借り上げ費用も全部市民の税金から出ているのです。しかも、こどもプール教室は、他市の子どもが3割以上で希望する市内の子どもが入りません。

私たちは、このような事態を改めねと共に、市民への還元金を獲得するために、3月8日に、大阪地裁に提訴しました。私たちの個人の利益のためではありません。市民全体の利益のための裁判です。

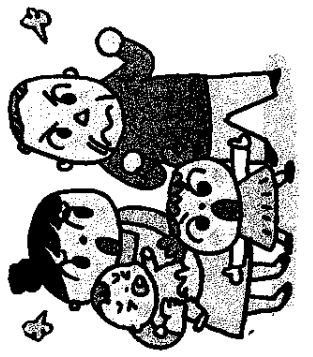
その点をご理解頂きご支援をお願いします。

裁判の日程が決定！

傍聴をお願いします。

早速、裁判の日程が決定しました。4月20日午後1時10分から、大阪地裁本館10階の1007号法廷です。

多数の傍聴をお願いします。



第6 監査の結果

1. 結論

請求人の主張にはいずれも理由がなく、措置の必要を認めない。

2. 要望

指定管理者制度の運用について、市及び指定管理者双方とも基本協定書や年度協定書の規定等を再確認するとともに、事務手続き等に遺漏のないよう十分留意していただきたい。